

# 「みえ障がい者共生社会づくりプラン」の改訂について

## 1 プラン改訂の経緯

「みえ障がい者共生社会づくりプラン」は、障害者基本法に基づく障害者計画と障害者総合支援法・児童福祉法に基づく障害福祉計画・障害児福祉計画を一体とした計画で、国が定めた基本指針等に即して、県が取り組む障がい者の自立および社会参加の支援等のための施策の方向性を明らかにしたものです。

平成24年に策定し、3年ごとに改訂を行っており、平成27年に策定した現行プランは今年3月末をもって終期を迎えることから改訂を行います。

## 2 プランの最終案の概要

### 第1章 総論

計画の位置づけや施策体系等の基本的事項を規定するとともに、現行プランの取組成果と課題など障がい者を取り巻く状況について記載しています。

計画の基本理念は「障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」とし、各施策を推進します。

### 第2章 障がい者施策の総合的推進

#### (1) 多様性を認め合う共生社会づくり

障がいの有無を一人ひとり違う個性として認め合うことのできる「多様性を認め合う共生社会づくり」を進めます。

障がい者に対する差別の解消や虐待の防止に取り組むとともに、合理的配慮の提供につながるユニバーサルデザインや手話などの取組を進めます。また、啓発等を通じて障がい者に対する理解の促進を図るとともに、福祉用具やバリアフリー観光などの社会参加の環境づくりを推進します。

#### (2) 生きがいを実感できる共生社会づくり

障がいの有無にかかわらず、自己の能力を生かしながら、自らの人生をデザインし、夢と希望を持っていきいきと生活できる「生きがいを実感できる共生社会づくり」を進めます。

社会生活の基礎づくりを担う教育の充実、障がい者の生きがい、自立、社会参加につながる就労支援の充実に取り組みます。加えて、スポーツや文化・芸術活動などに参画できる環境の整備を進めます。

### (3) 安心を実感できる共生社会づくり

障がい者がどこでどのような生活を送るかについて、自らの意思で選択し、安全で安心して暮らすことができる「安心を実感できる地域社会づくり」を進めます。

必要なサービスの充実や暮らしの場の確保、相談支援体制の整備、保健・医療体制の充実を図ります。また、障がい者を災害や犯罪等から守るため、防災や防犯対策を推進します。

※施策の目標項目・目標値は、**別紙1**のとおりです。

## 第3章 障害福祉計画・障害児福祉計画

国の基本指針に即して、地域生活への移行・就労支援等に関する成果目標や、支援体制整備のための活動指標(障害福祉サービス等のサービス見込量)等について、障害保健福祉圏域単位および県全体で決めました。

※成果目標は、**別紙2**のとおりです。

## 第4章 計画の推進

福祉・医療・労働・教育などの関係分野が協議、連携し、施策を総合的に推進するとともに、PDCAサイクルにより適切に進行管理を行います。

### 3 今後の予定

平成30年3月中に次期プランを策定し、県ホームページを通じて公表するとともに、市町および関係機関に周知します。

## ○みえ障がい者共生社会づくりプラン

## 【数値目標】

施策	目標項目	現状値 (平成28年度)	目標値 (2020年度)
権利の擁護	障害者差別解消支援地域協議会設置率	46.7% (平成29年度)	100%
障がいに対する理解の促進	障がい者に対する理解が進んでいると感じる県民の割合	66.4% (平成29年度)	75%
社会参加の環境づくり	視覚・聴覚障がい者の活動支援に係る人数	—	1,080人 (累計)
特別支援教育の充実	特別支援学級においてパーソナルカルテを活用している小中学校の割合	80.9% (平成29年度)	100%
就労の促進	一般就労へ移行した障がい者数	389人	524人
スポーツ・文化活動の推進	全国障害者スポーツ大会の団体競技における予選会出場率	83.3% (平成29年度)	100%
地域生活を支えるサービスの充実	地域生活移行者数	—	150人 (累計)
保健・医療体制等の充実	精神科病院における早期退院率	入院3か月後時点 58.9% 入院6か月後時点 81.9% 入院1年後時点 87.6%	入院3か月後時点 69.0% 入院6か月後時点 84.0% 入院1年後時点 92.0%
防災・防犯対策の充実	福祉避難所運営マニュアル策定率	44.5%	70%

## ○障害福祉計画・障害児福祉計画

## 【成果目標】

取組項目	目標項目	現状値 (平成 28(2016)年度)	目標値 (2020 年度)
福祉施設入所者の地域生活への移行	地域生活移行者数	—	150 人
	施設入所者数減少見込	—	51 人
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神病床における長期入院患者数	65 歳以上 1,526 人	65 歳以上 1,207 人
		65 歳未満 1,221 人	65 歳未満 1,066 人
	精神病床における退院率	3 か月時点 58.9%	3 か月時点 69%
		6 か月時点 81.9%	6 か月時点 84%
		1 年時点 87.6%	1 年時点 92%
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置圏域数、市町数	—	9 圏域	
	—	29 市町	
地域生活支援拠点等の整備	地域生活支援拠点等が整備された圏域数	0 圏域	9 圏域
福祉施設から一般就労への移行	一般就労移行者数	187 人	260 人
	就労移行支援事業の利用者数	266 人	356 人
	就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合	28%	62%
	就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率	—	85%
障がい児支援の提供体制の整備等	児童発達支援センターの設置圏域数	5 圏域	9 圏域
	保育所等訪問支援を利用できる体制が構築された圏域数	5 圏域	9 圏域
	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所が確保された圏域数	4 圏域	9 圏域
	主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所が確保された圏域数	3 圏域	9 圏域
	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置圏域数	6 圏域	9 圏域 (平成 30(2018)年度)

# 「みえ障がい者共生社会づくりプラン」改訂

新プラン(平成30～32年度)最終案

現行プラン(平成27～29年度)

○基本理念  
「障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」

- 第1編 計画策定の基本的方向
- 第1章 計画の策定にあたって
  - ・計画の位置づけ・取組成果等
- 第2章 三重県の障がい者を取り巻く基本的な状況
  - ・障がい者の状況・意向調査の結果等
- 第3章 計画の基本的な考え方
  - ・障がい者施策の基本原則・施策体系等

- 第2編 重点的取組
- 第1章 権利の擁護に関する取組
- 第2章 障がい者雇用に関する取組
- 第3章 障がい者スポーツに関する取組
- 第4章 地域生活への移行と地域生活の支援に関する取組
- 第5章 途切れない相談支援に関する取組
- 第6章 災害時の対応に関する取組

- 第3編 分野別施策
- 第1章 共生社会を实感できる地域社会づくり
  - 1 障がいに対する理解の促進
  - 2 社会参加の環境づくり
  - 3 権利の擁護

- 第2章 生きがいを実感できる地域社会づくり
  - 1 特別支援教育の充実
  - 2 就労の促進
  - 3 スポーツ・文化活動への参加機会の拡充

- 第3章 安心を实感できる地域社会づくり
  - 1 地域生活の支援
  - 2 相談支援体制の整備
  - 3 保健・医療体制等の充実
  - 4 防災・防犯対策の推進

- 第4編 障害福祉計画
- 第1章 地域生活移行・就労支援等に関する目標の設定
- 第2章 障がい者支援のための体制整備
- 第3章 障害保健福祉圏域別計画
  - 桑名員弁、四日市、鈴鹿・亀山、津、松阪多気、伊勢志摩、伊賀、紀北、紀南（9圏域）

- 第5編 計画の推進
- 第1章 計画の推進体制
- 第2章 計画の進行管理
- 第3章 計画の見直し

<背景等>  
・障害者基本法に基づく「障害者基本計画(第4次)」の策定(内閣府所管)  
・障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」及び「児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」に係る基本指針の見直し(厚生労働省所管)

## 障がい者施策を次のステージへ

平成28年度法改正  
・新しいサービス(自立生活援助・就労定着支援)  
・障害児福祉計画の策定義務化  
・医療的ケアの必要な障がい児の支援のための連携促進  
・発達障がい者への支援の強化(県立子ども心身発達医療センターの開設(平成29年6月))

権利の擁護  
・障害者差別解消法の施行(平成28年4月)  
・障がい者に対する理解促進(神奈川県相模原市の障害者入所施設における殺傷事件)  
・三重県手話言語条例の施行(平成29年4月)

就労の促進  
・法定雇用率の引き上げ(精神障がい者を対象に追加)  
・農福連携の推進

障がい者スポーツ  
・東京オリンピック・パラリンピック競技大会(平成32年)  
・全国障害者スポーツ大会(三重とこわか大会)(平成33年)

地域移行・地域生活の支援  
・居住や日中活動の場の確保・充実、相談支援体制の充実  
・重度の障がい児・者(医療的ケアが必要な障がい児・者、強度行動障がい等)に係る地域における支援体制の構築  
・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 基本理念  
「障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」
- 第1章 総論
- 第1節 計画の基本的な考え方
  - ・計画の位置づけ・基本理念・施策体系等
- 第2節 障がい者を取り巻く状況
  - ・障がい者の状況・意識調査・取組成果等

- 第2章 障がい者施策の総合的推進
- 第1節 多様性を認め合う共生社会づくり
  - 1 権利の擁護
    - ・障がい者差別の解消・虐待の防止・手話・ユニバーサルデザイン・選挙等
  - 2 障がいに対する理解の促進
    - ・啓発・広報・福祉教育・ボランティア活動
  - 3 社会参加の環境づくり
    - ・活動支援・福祉用具・バリアフリー観光

- 第2節 生きがいを実感できる共生社会づくり
  - 1 特別支援教育の充実
    - ・指導・支援の充実・専門性の向上等
  - 2 就労の促進
    - ・一般就労の促進・優先調達・工賃向上
    - ・ステップアップカフェ・農福連携等
  - 3 スポーツ・文化活動の推進
    - ・障がい者スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会
    - ・東京パラリンピック競技大会・障がい者芸術文化祭等

- 第3節 安心を实感できる共生社会づくり
  - 1 地域生活を支えるサービスの充実
    - ・地域生活への移行・相談支援の充実等
  - 2 保健・医療体制等の充実
    - ・障がいの早期発見と対応・精神障がい者への支援
    - ・医療的ケアを必要とする障がい児・者・発達障がい等
  - 3 防災・防犯対策の充実
    - ・福祉避難所・施設の安全対策等

- 第3章 障害福祉計画・障害児福祉計画
- 第1節 地域生活移行・就労支援等に関する目標の設定
- 第2節 障がい者支援のための体制整備
- 第3節 障害保健福祉圏域別計画
  - 桑名員弁、四日市、鈴鹿・亀山、津、松阪多気、伊勢志摩、伊賀、紀北、紀南（9圏域）

- 第4章 計画の推進
- 第1節 計画の推進体制
- 第2節 計画の進行管理
- 第3節 計画の見直し